

(書式 1 - 1 - 1 3 - 9)

生命保険金受取人を指定する遺言書

遺 言 書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

遺言者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付で〇〇保険株式会社と契約した生命保険契約（記号番号〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇号、被保険者遺言者、保険金額〇千万円也）の生命保険金の受取人を妻〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）と指定する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

遺言者 〇 〇 〇 〇 印

解説

生命保険契約において保険金受取人を指定、変更する権利を留保している場合、保険契約者はその生存中に保険金受取人の指定、変更をすることができ（商法第675条）、その指定又は変更は、保険会社に指定又は変更を通知しなければ、保険会社に対抗することができない（商法第677条）。遺言によってこの指定、変更をすることができるかどうかについては、これを定めた規定がなく、説が分れている。やむをえず指定、変更の遺言をするときは、保険会社に対する通知を要するので、遺言執行者を指定しておくのが相当である。

できれば保険契約者の生存中に保険会社に会社所定の届出書類を提出することが望ましい。

